

告の通り可決いたしました。

（議長・高橋千春） 日程第三、側溝新設並びに道路舗装に関する請願書（請願
第十三号）を議題にいたします。本件については建設委員会に審査を付し
ておりますので、委員長からの報告願います。

（十九番・中西虎蔵） 議長

（議長・高橋千春） 十九番

（十九番・中西虎蔵） 登壇

四指の幅ありまして、請願の審査報告をさせていただきます。件名は側
溝新設並びに道路舗装に関する請願書、請願第十三号でございます。委員
会付託日は昭和二十九年十月三十日、第三回福生町議会定例会に於いて
建設委員会に付託、委員会開会日は昭和二十九年十月二十八日午前十時
委員会に付託された右請願については、慎重審査の結果、次の意見を付
し採決のと、執行機関に送付するものと決定した。意見、町財政上早期実

施は困難と認めらるも、請願の趣旨を予とし、とりあえず、必要の路側補修を行
い、民の悩みの軽減に努め、今後、全体的な整備計画を立案し、舗装化の
推進を計らう。右のとおり報告いたします。昭和二十九年十月三十一日、建
設委員会委員長・中西虎蔵、福生町議会議長・高橋千春殿以下、ご
ざいます。

（議長・高橋千春） このより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（議長・高橋千春） このより質疑を総括いたします。おわかりいたします。請願
第十三号は委員長報告の通り決するに、お異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（議長・高橋千春） お異議なしと認めます。さうして、請願第十三号は委員長は報
告の通り可決いたしました。

（議長・高橋千春） 日程第四、町道路舗装に関する請願書（請願第十三号）を議題

に供します。本件についても建設委員会に審査を付託してありますので、委員
長より報告願います。

（九番（中西虎蔵） 議長

（議長（高橋千春） 九番

（九番（中西虎蔵） 登壇

町指名がなりましたので、審査報告をさせていただきます。件は町道舗装に
関する請願書請願第十五号、委員会付託目日、昭和三十一年十月三十日第三
回福生町議会定例会に於いて建設委員会に付託、委員会用会目日、昭和三十
九年十月三十日午前九時、本委員会に付託された右請願については慎重審
査の結果、次の意見を付し採決の上執行機関に送付すべきものと決定した。
意見、請願の趣旨はもとより、町財政と早期実施は困難であり、とりあまぬ
路面不陸の補修を行い、今後、全体的に整備計画を立案し、舗装化の推進を
計らうたい。なお、この後は道路舗装に際し、本町外枝道路の取付部分については

舗装にたいする要望する。右のとおり報告いたします。昭和三十一年十月三十日
建設委員会委員長中西虎蔵、福生町議会議長高橋千春殿、以上で報告
を終ります。

（議長（高橋千春） このより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（議長（高橋千春） このにて質疑を終結いたします。おぼかりいたします。請願第十五
号は委員長報告の通り決するに町界議ありき人の、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（議長（高橋千春） 町界議なしと認めます。よって請願第十五号は委員長報告の通
り可決いたしました。

（議長（高橋千春） 日程第五号、町道舗装切取師匠進に関する請願書請願第十四
号と議題に供します。本件についても建設委員会に審査を付託してありますので、
委員長から報告願います。

十九番(中西虎蔵) 議長

(議長(高橋平春) 九番

十九番(中西虎蔵) 登壇

御指名がありましたので請願の審査報告とさせていただきます。件が、是例
道踏切存続促進に関する請願書請願第十四号、本委員会付託同日、昭和三十一年
十月二十日第三回福生町議会定例会におき、建設委員会に付託、本委員会用
今日日、昭和三十一年十月二十日午前九時、本委員会に付託された右請願につ
いては慎重審査の結果、次の意見を付し採決の上、執行機関に送付すべきもの
と決定した。意見請願の主旨を了とし、附近住民の表情を考慮の上、東京都
国鉄への他関係官公庁に対し踏切りの存続につき促進方一段と努力を要す
である。右のとおり報告いたします。昭和三十一年十月二十日、建設委員会委員長
中西虎蔵福生町議会議長高橋平春殿以下の通りです。この請願の主旨にも
ありますとくいのり促進でございます。今後、おのりは今までの経路につき

も委員会におき、慎重に審査した結果を報告させていただきます。と
この請願の最初は昭和三十一年七月二十日、代表者である荒井氏より提出
され、当時の副議長西村議員より紹介されたわけがあります。この請願が
採決されました。昭和三十一年十月、鉄道局に対し、地元皆さんの請願とともに
この趣旨を町理事者は連絡をしてくるわけでございます。その後のこの町理事
者間の話し合いがあったようでございます。しかしながら踏切存続につきこの
結果み出でわからない状態の中で、内容の周知に妨げはないわけを立休文又
伴う住民福祉に対する考慮はさしつかえありません。その後の話し合いにつき
地元住民の希望する部存続という事についてどういう話し合いになつてお
のり理事者側からまだほりした経過もなかろうという状態でございますし
たので今後、この請願の趣旨を了とする以上は、理事者におき、十分官庁と連
絡をいたしまして、地元住民の御意見を尊重し、町繁栄のため、又日常生活の安
定のため、この請願を構えらるるよう理事者に意見を申し上げ、一日も早

く不安のないように納得いくような請願の趣旨に基きましての解決方に努力
をいたすのお願い申し上げたいわけですが、この間、委員会におきま
しても必要とあらば委員会も併におともし請願の趣旨に協力したいと
いう御意見も出ておりました。どうも理事者におきましてもこの請願の趣旨
とよくよく一日も早く地元民の生活が安定し、不安のないような解決方に
努力していただきたいと思います。報告を終わらせていただきます。と
思っています。

（議長 高橋千春） 今より委員長報告に対する質疑を行います。
（二番 加藤清二） ただいま委員長から報告がありました。委員会におきま
す重中審議いただきました事を感謝申し上げます。先程の報告にもありま
したように、二十五年十月関係官庁にいろいろと議会の結果を理事者側から
お願い申し上げておられると申します。この結果に対して国鉄並びに国
側から何んらかの解答が、財当局にきつておられるかどうか、お尋ねしたいと思
います。

（助役 森田幸造） 都市計画の関係もござりますので、橋本課長から答弁いたしま
す。

（議長 高橋千春） 都市計画課長 都市計画課長 私の記憶にある事を申し上げますと、この担当は
土木課でございます。書類を関係官庁に提出したわけですが、いま
正式な文章もつづの回答は今のところありません。ただ、総合的な
図は非常に難しい問題であるところ、あるいは種々のものがございます。今
た、各官庁に対して陳情した結果の文章はきつておられないようございま
す。

（二番 加藤清二） 議長
（議長 高橋千春） 二番
（二番 加藤清二） 当時の理事者並びに、人のような関係の皆さんもいろいろお話

いさぐちあると困うのうございまして、この問題について委員会でも慎重に
審議下さいましたように、平常に難しい問題であると思ひます。みづから
生民からの請願の趣旨をくんでいたゞて、何んらかの望ましい結果を得
ていたゞく事お願ひしたいと思ふものゝうございませう。

（議長高橋千春）　こゝへて質疑を終結いたします。おはかりいたします。請
願第十四号は委員長報告の通り決するに、御異議ありませんか。

（異議なしと呼びかけあり）

（議長高橋千春）　御異議なしと認めます。よろしく請願第十四号は委員
長報告の通り可決いたしました。

（議長高橋千春）　日程第六特定事件継続調査について、総務委員会より継
続調査の要ありましたので、お手もとに配布した通り、因会中の継続審
査に付したいと思ひます。このため御異議ありませんか。

（異議なしと呼びかけあり）

（議長高橋千春）　御異議なしと認めよう決いたしました。こゝで暫時休
憩いたします。

休憩　午前十時五十五分

開議　午後十二時五十分

（議長高橋千春）　休憩前に引き続き会議を開きます。おはかりいたします。たゞ
り、町長から議案第九号契約締結について他件提出されましたので
この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思ひます。このため御異議あり
ませんか。

（異議なしと呼びかけあり）

（議長高橋千春）　御異議なしと認めます。よろしくこの際、これを日程に追加し、議
題とする事に決定いたしました。

（議長高橋千春）　追加日程第二契約締結について教育関係、議案第九号
を議題にいたします。事務局として議案の朗読をいたさせます。

を整理に於いてもいろいろ都市計画とともに土地の問題の大きくなる
おきものゝ明確にしていただくが将来諸般を招かないと思ひます。
又将来の町域線とつても大体何年位で買収しようとするかといふ
方針があると思ひます。又いろいろ見通しがあるかどうか。

「助役 森田幸造」 加美平正町整理地区につきましては實際問題として仮
地の手續さへ進行してありますので、その進行とあわせてその時期
に下らない範囲内までには何人か分の形で取壊措置をして、議会の
おはかりするところになつて思ひます。ただ仮設地の時期が問題に
なると思ひますが、担当課長で鋭意努力いたして、その次第でござい
ます。長くても一兩年のうちには当然の措置をしなげはなうないと
あえてその次第でござります。

「七番 中西虎蔵」 もういたしますと、あくまでも区画整理の関係ではなかつて
学校用地という事には変わりありませんね。

「助役 森田幸造」 そうです。

「三 解」と呼み着あり」

「六番 神野藤操」 議長

「議長 神野藤操」 七番

「七番 神野藤操」 本議案は去る十月二十日付に議決された問題が、周知
出さぬわけですか。先程助役は單なる諸般という事で簡單にかたう
けつてあります。私も地方自治法の改正と同時に審議も数次的なものは大
中に範囲をせば、そのかわり強化はされておると思ひます。われわれは真
淡にとり組んでおるやうに思ひます。ただ諸般であるからという事だけで
簡單に訂正されるという事は、非常に議會人として甚だ迷惑とある
わけがあります。もちろん議會監視と言つてもさしつかえないと思ひます。
ござります。以後どうなる事のないようにもつと真摯な姿勢でおいて提案
していただく事と、もう一つは、これは一時不周議の原則にないかやうな

事はないのである。見解を明らかにして、おろいながら、いかにしたいと願う事。

「教育長 藤崎俊夫」 再議に付さなければならぬ事柄が起りました事は誠に申訳でございます。今後絶対にこのような事のないように十分注意いたします。所存でございます。その点、即ちお願ひ申し上げたいと存じます。又一時不再議の原則に反するのではなからうかという事です。議案そのものに附議がござりましたので、一時不再議の原則には反しないと解釈してあります。

（「ご」解と存するあり）

「議長 高橋千春」 これより質疑と総結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第百五号については、これより同意する事、附議ありと存する事、

（「附議なし」と存するあり）

「議長 高橋千春」 附議なしと認めます。よう、議案第百五号については、これより同意する事に決定いたしました。

「議長 高橋千春」 追加日程第二、下水道設置に関する諸願書、諸願書第百十号を

議題に及します。事務局として諸願書の朗読をいたします。

「議事録 野崎重」 朗読

「議長 高橋千春」 諸議員、中西議員より本趣旨の説明を求めます。

「二五番 中村国太」 議長

「議長 高橋千春」 二五番

「二五番 中村国太」 登壇

下水道設置について、補足説明をさせていただきます。本諸願の主旨としては、牛浜グラウンド前から補助道十号を通り都道百五号まで渡り牛浜東南の踏切を渡って、バグリーカ前の大下道に流し込むという主旨の諸願でございます。御存知の通り、先般の集中豪雨によりまして、牛浜の東側住民の大半は、水害を蒙りました事は、御存知の通りでございます。ここに、おびつたりする被害者の方々の身をもつて、経験なされた事と申すのであります。

即刻事故の発生を防ぐ措置をとらねばならない。住民の望んでおられるの
下水道設置を依頼する次第であります。国や都の国庫補助の財源も必
要な問題もあらうんでくると思いますが、至急に実施方を要望して
報告を終わらせていただきます。

一議長(高橋千春) 二つう紹介議員の説明に対する質疑を行います。

(声なし)

一議長(高橋千春) 質疑を終結いたします。おわかりいたします。本件については
建設委員会に審査を付託し詳細は審議を願う事になったという由が
まのふいけに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと認めさう決定いたしました。尚本件については
国庫の継続審査に付したいと思ひます。ふいけに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと認めさう決定いたしました。

一九番(中西虎蔵) 議長

一議長(高橋千春) 九番

二九番(中西虎蔵) 諸君に御座います。この際理事者に依頼したいという由です。
午前中にいろいろ審査報告をさせていたたきました。ように諸君もほとん
ど道路も下水道の問題だとうと存じます。本年度に於いても道路下水
に対する工事の進展もなまじく舗装も道路は非常に凹凸にあ
らわてあります。この見地に立ちまじく私は建設委員の員としていろいろ
現場をめぐるときにもう少し理事者や措置についていけばなんとか住民の不評
もないのうちはなかろうかと感ずるやうでございます。理事者も大変だろうと
は存じます。ただその諸君の内容にしても非常に基本的下水道計画という
と存じます。説明の中にもおましたように線路向うくぼ地、この間におくは免
金は押水はないやうであります。ところが新から、住民に大きな迷惑をよそ